**プラザ科目に関するガイドラインについて**

**１．プラザ科目とは**

プラザ科目とは、単位互換事業に提供する目的で主にキャンパスプラザ京都を会場として開設される科目である。

**２．プラザ科目に関するガイドラインについて**

科目の特色化・精選化を図るため、各加盟校が提供科目を選定する際の基準となるガイドライン（申し合わせ）を設定する。

＜単位互換科目提供ガイドライン＞

①科目を提供する大学・短期大学（部）の学則に定める科目であること。

②科目開設大学において特色があると判断する科目であること。

③科目担当教員は、原則、科目開設大学の専任教員であること。ただし、名誉教授や客員教授、招聘教授、その他その分野において業績が認められる者についてはこの限りではない。

④チェーンレクチャー科目の場合は科目開設大学の専任教員がコーディネータを務めること。

⑤連続して3年の間、単位互換生の出願が0名だった場合は科目の提供を見直すこと。

⑥同一大学において、提供する科目名や講義概要（シラバス）が同じものについては1科目に選択して提供すること。

⑦上記以外で、提供科目に関して何らかの課題が生じた場合は財団と科目提供大学・短期大学（部）が協議する。

**３．関係者の役割分担**

（１）科目担当教員

・科目開設のための学内手続

・シラバス作成

・講師の選任と確保（チェーンレクチャー等を行う場合）

・講義の実施（休講・補講等に関する担当部署への諸連絡を含む。）

・成績判定

（２）科目開設大学

・科目開設（シラバス情報の財団への提供等を含む）

・授業で使用する教室や機器類についての財団との調整

・科目運営補助金（ゲストスピーカー等の給金・謝金）の支出・管理

・担当講師への出講案内

・学生に対する各種教務連絡（休講、補講、教室変更、試験・レポート情報等）

・e京都ラーニングを通じた休講情報等の公開

・受講学生の災害障害保険・賠償責任保険の加入確認（フィールドワーク等の場合）

（３）財団

・科目開設に向けた教室手配

・学生への周知・広報

・科目開設大学が発信する教務連絡の包括協定締結大学・短期大学への周知協力

・科目運営補助金の法人への支給

**５．経費について**

（１）キャンパスプラザの教室・施設利用料について

授業で使用するキャンパスプラザの教室およびプロジェクター等の機器類の使用料については、財団が負担する。

（２）科目運営補助金の支給について

　　　科目運営補助金の支給額、支給条件等は以下のとおりとする。

支 給 額：半期3万円（通期6万円）

支給条件：単位互換生・京カレッジ生が10名以上受講していること。

支 給 先：科目開設大学（法人）

**６．プラザ科目に関するガイドラインの見直し・修正について**

本ガイドラインは、必要に応じて教育事業企画検討委員会で見直し・変更を行う。

**７．ガイドラインの適用について**

本取り決めは、2016年度開設科目から適用する。

以　上